

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月20日
【会社名】	生化学工業株式会社
【英訳名】	SEIKAGAKU CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水谷 建
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03(5220)8950(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 鳥居 美香子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
【電話番号】	03(5220)8950(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 鳥居 美香子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成23年12月20日開催の取締役会において、平成24年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の子会社である生化学バイオビジネス株式会社を吸収合併消滅会社として同社と吸収合併を行うことを決議したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	生化学バイオビジネス株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目17番24号
代表者の氏名	代表取締役社長 原島 新治
資本金の額	100百万円（平成23年3月31日現在）
純資産の額	5,249百万円（平成23年3月31日現在）
総資産の額	6,230百万円（平成23年3月31日現在）
事業の内容	医薬品原体の販売、研究用試薬、エンドトキシン及びβグルカン測定用試薬の製造・販売

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	3,646	3,864	3,644
営業利益（百万円）	787	889	788
経常利益（百万円）	823	860	718
当期純利益（百万円）	507	527	434

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

生化学工業株式会社 100%

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社は、生化学バイオビジネス株式会社の全株式を所有しています。

人的関係 当社の役員及び従業員が生化学バイオビジネス株式会社の役員を兼務しています。

取引関係 生化学バイオビジネス株式会社は、当社から医薬品原体、エンドトキシン及びβグルカン測定用試薬を購入し販売しています。

(2) 当該吸収合併の目的

生化学バイオビジネス株式会社は、平成23年3月29日に「当社子会社における研究用試薬事業廃止に関するお知らせ」で開示しましたとおり、平成24年3月末をもって研究用試薬事業を廃止します。一方、これまで同社が営んできた医薬品原体、エンドトキシン及びβグルカン測定用試薬に関わる事業のさらなる発展を目指すためには、生化学工業グループの経営資源を集約して運営体制を一体化することが最適であると判断し、当社が生化学バイオビジネス株式会社を吸収合併することとしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

① 吸収合併の方法

当社を存続会社とし、生化学バイオビジネス株式会社を消滅会社とする吸収合併方式で、生化学バイオビジネス株式会社は解散します。

② 吸収合併に係る割当ての内容

当社は、生化学バイオビジネス株式会社の全株式を所有しているため、本合併による新株式の発行及び資本金の増加、ならびに合併交付金の支払いはありません。

③ その他の吸収合併契約の内容

末尾の「吸収合併契約書」のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	生化学工業株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 水谷 建
資本金の額	3,840百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	複合糖質を中心とした医療用医薬品、医療機器等の製造・販売

吸収合併契約書

生化学工業株式会社（以下「甲」という。）と、生化学バイオビジネス株式会社（以下「乙」という。）は、甲と乙の合併に関して、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：生化学工業株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
- (2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：生化学バイオビジネス株式会社
住所：東京都中央区新川一丁目17番24号

第3条（本件合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際して、乙の株主に対し、その所有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第4条（増加すべき甲の資本金及び準備金の額）

本件合併に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成24年4月1日とする。但し、本件合併の継続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（株主総会）

甲は会社法第796条第3項に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件合併を行うものとする。但し、甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に基づき、本件合併に関して、甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は甲の株主総会に本契約の承認及び本件合併に必要な事項に関する決議を求めることができる。

2 乙は会社法第784条第1項に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件合併を行うものとする。

第7条（本契約の変更・解除）

本契約締結から効力発生日までの間に、天変地異その他の事由によって甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本件合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは生じることが見込まれる場合、又は、本件合併により甲及び乙が達成しようとする目的の達成が困難となった場合、甲及び乙は、当事者間の合意により本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、その効力を失う。

- (1) 甲において、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主による反対の通知がなされた場合において、甲が株主総会の決議を求めないことを決定したとき。
- (2) 甲において、株主より前号の反対通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに甲の株主総会を開催したにもかかわらず本契約及び本件合併に必要なその他の事項に関する承認決議が得られないとき。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

平成23年12月20日

甲：東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
生化学工業株式会社
代表取締役 水谷 建

乙：東京都中央区新川一丁目17番24号
生化学バイオビジネス株式会社
代表取締役 原島 新治

以 上